

## 南区連合町内会長連絡協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、南区連合町内会長連絡協議会と称し、事務所を南区役所に置く。

(目的)

第2条 この会は、区内各連合自治会町内会相互の連絡を密にするとともに、区内の発展及び振興を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、区内の各連合自治会町内会長をもって組織する。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- 副会長 2名
- 会 計 1名
- 監 事 2名

(2) 会長、副会長、会計及び監事は、構成員の互選による。

(役員の仕事)

第5条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条 この会の会議は、毎月定例日に会長が招集し、会長が議長となる。但し、必要あるときは、臨時に会議を招集することができる。

(事業)

第8条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 区内の各自治会町内会長から提出される広報連絡事項及び行政機関からの広報伝達協力に関すること。
- (2) 区内の各自治会町内会長の連絡調整及び区内の他の団体との連絡に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。(慶弔に関する規程は、別に設ける。)

(会計)

第9条 この会の経費は、会費、補助及び寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約改正)

第11条 この会の規約を改正するときは、構成員の3分の2以上の議決を要する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和45年4月1日より施行する。
- 2 この規約は、昭和56年4月20日より施行する。